

プレゼンテーション 自社株納税猶予制度創設、相続税課税強化で変わる？ 『事業承継』から『経営承継』へ！



公認会計士・税理士西山元章事務所
相続・経営承継コンサルタント協同組合

西山 元章氏

事業承継に関する考え方は、この二十年ほどの間に変化してきている。バブル経済の時代は、事業承継対策といえは相続税対策、いかに節税するかを考えたことだった。バブル崩壊後は、節税対策一辺倒ではなく、いかに経営を円滑に承継させるかということが基本になり、対策は複雑・多様化している。昨今では、事業の承継だけでなく、同時に事業の再生もしなければならぬケースも多い。

事業承継に関する考え方は、この二十年ほどの間に変化してきている。バブル経済の時代は、事業承継対策といえは相続税対策、いかに節税するかを考えたことだった。バブル崩壊後は、節税対策一辺倒ではなく、いかに経営を円滑に承継させるかということが基本になり、対策は複雑・多様化している。昨今では、事業の承継だけでなく、同時に事業の再生もしなければならぬケースも多い。

意味がある。事業承継には計画性、タイムシフトが必要であるということ、対策の選択が重要であるということである。どちらかでも間違っていると、会社が倒産する場合もある。

上場会社の自社株を相続する場合の相続税について、八〇％の納税を猶予するという制度の創設が打ち出された。ここで注意しないといけないのは、すべての株式についてではなく、すでに保有している議決権株式も含めて、その会社の発行済み議決権株式数の三分の二までの部分について、八〇％の納税を猶予するということだ。

このうちの納税猶予については、さまざまな条件がつけられている。まずは承継する会社が経済産業大臣の認定対象会社

覚えておきたい「三つの格言」

その後継者が一〇〇％の株式を相続したとしても、その三分の二をさらに八割、五三〇％ほどしか支払いを猶予されないというところである。そもそもこの制度の創設の目的は、単に相続税の支払いを猶予するということではない。重い税負担から会社を承継できずに廃業するといったケースを防ぎ、雇用

を確保することに目的がある。昨年十月施行された経営承継円滑化法の目玉は三つ。一つ目は先挙げた相続税の納税猶予、二つ目は先ほどから話に出ている遺留分の特例、三つ目は事業承継に関する金融支援である。

このうちの納税猶予については、さまざまな条件がつけられている。まずは承継する会社が経済産業大臣の認定対象会社

たせばいいというものでもない。相続発生時から十九月以内という届出期限があるうえ、五年間の事業承継という要件がつく。具体的には五年間、代表者であること、雇用の八割以上を維持すること、相続した対象株式を継続保有することなどが必要なものである。なお、相続税に加え、贈与税につ

て、被相続人と同族関係者で発行済み議決権株式総数の五〇％超の株式を保有し、かつ筆頭株主であった場合などだ。相続人の条件は、会社の代表者であること、被相続人の親族であること、相続人と同族関係者で発行済み議決権株式総数の五〇％超の株式を保有し、かつ筆頭株主となる場合などがある。ただし一つの会社で適用される人は、一人に限られる。

また、将来発生する相続に備えて過度の節税対策に走ると、会社経営に必ず悪い影響が出る。適切な対策を適時に実行すれば、相続税を恐れる必要はない。家族や従業員、取引先などの利害関係者のこともよく配慮して、健全な経営という観点から、会社の承継を考えていきたい。

いても、自社株の納税猶予制度が創設される見込みである。では、今後相続税はどうなるのか。平成二十一年度の自民党税制改正大綱には相続税について「負担水準の適正化についても検討を行ってきたが、税額計算方式のあり方とともに、さらに検討を進め、税制抜本改革の際に実現を図る」と書かれている。相続税は二十一年間、資産価格が下落したにもかかわらず、基礎控除額の増額など減税している。ひっ迫する国家財政の再建を考えれば、いずれは増税になる可能性が強い。

また、将来発生する相続に備えて過度の節税対策に走ると、会社経営に必ず悪い影響が出る。適切な対策を適時に実行すれば、相続税を恐れる必要はない。家族や従業員、取引先などの利害関係者のこともよく配慮して、健全な経営という観点から、会社の承継を考えていきたい。